

質問回答書

平成24年3月9日

業務番号	23-B59W
業務名	平成23年度 上水道台帳作成及び管理システム導入業務
業務場所	京都府船井郡京丹波町 全域

No	質問事項	質問内容	回答
1	旧丹波町のデータについて	旧丹波町の上水道台帳はGISにより作成されていますが、その既存データはSHAPEデータで貸与していただけますか？貸与していただけない場合、配管はトレースによる入力でしょうか？	旧丹波町の上水道台帳については、青焼き図面のみ保有しております。データ及び原図はありません。また、京都府統合型GISベースマップデータを背景地形図として配水施設データを作成する必要があるため、トレースによる入力で行えるとは限りません。既存資料の確認を行い、上水道台帳との整合確認についても実施する必要があります。
2	竣工図ファイリングについて	スキャニングデータの仕上がりサイズをA3サイズに縮小してもよいでしょうか？	仕様書の通り、スキャニングデータ形式はJPEGまたはTIFF形式とし、大判プリンタがあれば元図面が出力できる必要があります。
3	ゼンリンライセンスについて	内訳明細書にゼンリン住宅地図ライセンスが3つ必要と書かれていますが、必要ですか？特記仕様書には一切書かれていませんし、背景図は京都府の統合型マップを使用するようになっているので、必要ないように思われるのですが。	特記仕様書 第55条 基本機能群(4)住宅地図属性検索において必要となります。また、水道施設管理システムにおいても、画面表示できる必要があります。(背景図ではなく、参考図として利用します。)
4	「特記仕様書」第25条(9)	「同等の対策を講じている場合はその社内規則等を提出すること。」とありますが、どのような書類を提出すればよろしいですか。	個人情報保護規程、情報セキュリティポリシーに基づいた規程、入退館管理規程等を提出してください。
5	「特記仕様書」第35条	背景地形図データの更新とありますが、概算の数量はわかりますか。	数量は不明です。既存の京都府統合型GISベースマップデータは、整備されて5カ年程度経過しているため、それ以降の更新が必要となります。

質問回答書

平成24年3月9日

業務番号	23-B59W
業務名	平成23年度 上水道台帳作成及び管理システム導入業務
業務場所	京都府船井郡京丹波町 全域

No	質問事項	質問内容	回答
6	「特記仕様書」第55～57条	各種機能要件は、全て満たさなければなりませんでしょうか。	特記仕様書に記載しているシステム機能・セキュリティ機能は、全て満たす必要があります。 保有する類似機能との代替は可能であるが、同等以上の機能である必要があります。
7	数量一覧	背景色が黄色と緑色がありますが、何か区別があるのでしょうか。	区別はありませんが、すべて概算数量となります。 基本的に全域のデータ作成と2ヵ年分のデータ更新の実施が必要です。
8			
9			
10			